

許可番号 第07620008204号


産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市小倉北区西港町125番8号

氏 名 光進工業 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 細川 忠広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印 

許 可 の 年 月 日 平成 25年 9月 16日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 30年 9月 15日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎、圧縮、破碎・溶融）

産業廃棄物の種類

- 破 碎 : 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、繊維くず、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、がれき類
以上6種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 圧 縮 : 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 破碎・溶融 : 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 9月 16日	新規許可	平成 17年 4月 6日	変更許可
平成 10年 9月 16日	更新許可	平成 20年 1月 21日	変更許可
平成 11年 10月 19日	変更許可	平成 20年 9月 16日	更新許可
平成 15年 9月 16日	更新許可	平成 23年 3月 31日	変更許可
平成 16年 9月 24日	変更許可	平成 25年 9月 16日	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず、がれき類、鉋さい
以上3種類

設置場所：北九州市小倉北区西港町125番8

設置年月日：平成5年9月16日（平成23年3月31日 変更許可による品目追加）

処理能力：ガラスくず 1日あたり320トン（8時間）

がれき類 1日あたり320トン（8時間）

鉋さい 1日あたり440トン（8時間）

許可年月日：平成13年4月5日

許可番号：第423-1号、第423-2号

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず（廃石膏ボードに限る。）
以上1種類

設置場所：北九州市小倉北区西港町125番8

設置年月日：平成13年11月19日

処理能力：1日あたり16.8トン（8時間）

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：木くず、繊維くず
以上2種類

設置場所：北九州市小倉北区西港町125番8

設置年月日：平成22年3月4日（当初設置年月日：平成21年1月26日）

処理能力：木くず 1日あたり15.2トン（8時間）（平成25年11月18日 変更届による能力変更）

繊維くず 1日あたり 3.4トン（8時間）（平成25年11月18日 変更届による能力変更）

許可年月日：平成22年2月1日

許可番号：第522号

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：木くず、繊維くず
以上2種類

設置場所：北九州市小倉北区西港町125番8

設置年月日：平成25年11月18日（変更届による施設追加）

処理能力：木くず 1日あたり4.0トン（8時間）

繊維くず 1日あたり5.2トン（8時間）

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類
以上1種類

設置場所：北九州市小倉北区西港町125番8

設置年月日：平成25年11月18日（変更届による施設追加）

処理能力：1日あたり4.1トン（8時間）

施設の種類：圧縮施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず
以上2種類

設置場所：北九州市小倉北区西港町125番8

設置年月日：平成16年9月24日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり1.7トン（8時間）

紙くず 1日あたり2.6トン（8時間）

施設の種類：破碎・溶融施設
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類
以上 1 種類
設置場所：北九州市小倉北区西港町 1 2 5 番 8
設置年月日：平成 1 7 年 4 月 6 日
処理能力：1 日あたり 0. 0 8 トン（8 時間）

施設の種類：破碎・溶融施設
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類
以上 1 種類
設置場所：北九州市小倉北区西港町 1 2 5 番 8
設置年月日：平成 2 7 年 3 月 2 3 日
処理能力：1 日あたり 0. 1 8 トン（8 時間）

以下余白

